

### がん個別相談会のお知らせ

「がんと診断されて頭が真っ白」「誰かに話を聞いてもらいたい」など、がんに関わるさまざまな相談をお受けする窓口として、京都府南丹保健所にて出張相談を行いますので利用してください。

**とき** 7月17日(火)、8月21日(火)午後1時～3時30分

**ところ** 京都府南丹保健所

**相談員** 京都府がん総合相談支援センターの保健師または看護師

**相談料** 無料

**その他** 京都府がん総合相談支援センターでは電話および対面相談を月曜から金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前9時～正午、午後1時～4時に実施していますので、こちらでも利用してください。

**申し込み** 実施日の前日午後4時まで下記フリーダイヤルへ申し込んでください。

京都府がん総合相談支援センター (京都市南区東九条下殿田町 43 メルクリオ京都2階)  
TEL0120-078-394

(健康増進課)

### MR (麻しん風しん混合) 予防接種について

麻しん(はしか)は感染力が強く、中耳炎、脳炎、肺炎などを併発することのある命にかかわる病気です。風しんは関節痛、脳炎などを併発したり、妊婦が妊娠早期にかかると心臓病、白内障、聴力障害などの障害を持った児が生まれる可能性が高くなります。

接種対象年齢の人は早めに接種してください。

**対象** 1期：1歳～2歳未満  
2期：小学校就学前の1年間にある人(いわゆる年長児に相当する平成24年4月2日生まれから平成25年4月1日生まれの人)

**接種期間** 平成30年4月1日～平成31年3月31日まで

**接種費用** 接種対象期間中は無料  
**接種方法** 実施医療機関で個別接種  
※亀岡市外の医療機関で接種を希望される場合は事前に健康増進課へ相談してください。

**問** 健康増進課 TEL25-5004 (健康増進課)

### 元気アップ講座

高齢者の皆さんに元気でいきいきとした生活を続けてもらえるよう、元気アップ講座を開催します。

**とき** 8月6日(月)

午前10時～11時30分

**ところ** あんしん長寿センター (ガレリアかめおかエイジレスセンター内)

**対象** 65歳以上の人

**内容** 「体操」音楽にあわせて、みんなで楽しく頭と体を動かしましょう。

**講師** NPO法人

元気アップAGEプロジェクト

**定員** 25人(応募多数の場合は抽選)

**参加料** 無料

**募集期間** 7月10日(火)～30日(月)  
**申し込み** **問** あんしん長寿センター  
TEL29-2133 (高齢福祉課)

### ガーデニング教室

真夏に涼を感じる観葉植物の寄せ植えを一緒に作りませんか。

**とき** 7月24日(火)

午後1時30分～3時

**ところ** ガレリアかめおか1階創作室

**対象** どなたでも

**定員** 35人(先着順)

**講師** 上西政次さん

**受講料** 2,000円(材料費:花、土、鉢)

**その他** 汚れても良い服装でお越しください。

**申し込み** **問** 7月10日(火)から20日(金)までに電話で次へ(公財)亀岡市都市緑花協会(土・日曜日、祝日を除く)

TEL23-2289

(都市整備課)

### 亀岡市消費生活センターからのお知らせ

このコーナーでは、相談窓口寄せられる相談や苦情で、最近、多く見られる事例を紹介します。皆さんも、暮らしに関わる情報に関心を持ち、契約するときなどは十分に注意しましょう。

#### ≪架空請求の相談が急増しています≫ —心当たりのないハガキやメール・SNSに反応しないで!—

##### 【トラブル事例】

家族の宛名で「訴訟最終告知のお知らせ」と記載されたハガキが届いた。有料サイト料金未払いのため訴状が提出されたと記載してある。訴訟取り下げ期日が今日だったので、びっくりして家族に相談もしないで、急いでハガキに記載してあった番号に電話をかけたところ、弁護士を名乗る人に「取り下げ手続きをしないと訴訟が開始されます。もし訴訟を取り下げたいなら費用10万円を今日中に支払うように」と言われた。不安で慌て相手の指示通り直ぐにコンビニでプリペイドカードを10万円分購入し、相手に電話でカード番号を伝えた。

家族に「訴訟取り下げ手続きを済ませた」と話したら「一度も利用したことがない」と言われた。もう一度ハガキをよく見てみると、サイト名称・利用時期・金額など具体的な情報の記載は何もなかった。詐欺だったかもしれない…どうしたら良いだろうか…。

##### 【消費者へのアドバイス】

架空請求のハガキやメール・SNSなどは、宛名の人の情報を完全に特定した上で送られているわけではありません。記載されている連絡先に連絡してしまうと相手とのやり取りの中で自分の情報を相手に知られてしまい、その情報を元に金銭を請求されてしまう可能性があります。

法的手続きなどで連絡を急がすような不安をおおる内容の記載があっても、決して相手に連絡しないようにしましょう。

コンビニに行って相手からプリペイドカードを買ってカード番号を教えるように言われた場合は、不審な取引の可能性があるため、決して応じないようにしましょう。

困ったときは、早めに警察や消費生活センターで相談してください。

**問** 消費者ホットライン 全国共通3桁ダイヤル **188**  
お住まいの地域の消費生活センターにつながります。

【亀岡市消費生活センター】

市役所1階市民課内(5番窓口) TEL25-5005、FAX25-5021 (消費生活センター)



熱中症を予防しましょう～室温や体温の確認、こまめな水分補給～